

白川町新庁舎ネットワーク基本設計業務プロポーザル実施要領

1. 業務目的

令和6年度末の新庁舎完成に向けて、現在実施している建築設計に合わせて、現行庁舎ネットワークの課題抽出及び導入する業務要件を整理し、可用性・拡張性のある新庁舎ネットワーク整備のための基本設計を行うことを目的とする。構築業者の選定にあたり、提案書を基に実績や技術、能力、実施体制などを総合的に評価し、本町の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

本要領は、「新庁舎ネットワーク基本設計業務」に関する提案の募集について、参加者が企画提案を行うために必要な手続きを定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 白川町新庁舎ネットワーク基本設計業務
- (2) 発注者 白川町
- (3) 業務内容 白川町新庁舎等に係るネットワークの設計の委託を行う。なお、詳細については、新庁舎ネットワーク基本設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。
- (4) 履行機関 契約締結日から令和5年3月24日まで。
- (5) 契約上限額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 募集方法 公募型プロポーザル方式
- (7) 事務局 岐阜県加茂郡白川町役場 総務課 財政係
〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐715
電話：0574-72-1311（代表）（内線216,218）
FAX：0574-72-1317
白川町ホームページ：<https://www.town.shirakawa.lg.jp/>
E-mail：zaisei@town.shirakawa.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 令和4・令和5年度白川町競争入札参加資格者名簿（物品役務）に登録があること。
- (2) 白川町競争入札参加資格停止措置要領及び白川町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく、資格停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと
- (4) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、白川町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 過去5年間（平成29年度から令和3年度）に、国または地方公共団体が発注した本業務と同種のネットワーク設計業務を受託し完了した実績を1つ以上有すること。なお、本業務と同種とは仕様書に記載の内容のことをさす。

4. プロポーザルスケジュール

実施内容	実施期間または期日
参加意思表明書の提出期間	令和4年5月 9日（月）から 令和4年5月16日（月）まで
質問受付期間	令和4年5月16日（月）まで
質問回答	令和4年5月18日（水）まで
企画提案書提出要請書の通知	令和4年5月25日（水）
企画提案書等の提出期限	令和4年6月17日（金）
プレゼンテーション	令和4年6月24日（金）
特定結果の通知	令和4年7月 1日（金）
契約締結	令和4年7月中（予定）

5. 質問の受付、回答

質問の受付は下記のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和4年度5月16日(月) 必着
- (2) 提出方法 電子メールにて事務局に送付すること。
(事務局に対して受信確認を行うこと。)
- (3) 提出様式 様式集8「質問書」
- (4) 回答方法 令和4年5月18日(水) 17時までに、本町ホームページで記載する。
- (5) 注意事項
 - ア 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。
 - イ 口頭又は電話による質問は受け付けない。

6. 参加意思表示に係る必要書類

本プロポーザルへ参加を希望する者(以下「参加希望者」という)は、下記により参加意思表示書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年5月16日(月) 17時必着
(持参による場合の受付時間は、土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 提出場所
本要領2に掲げる事務局
- (3) 提出方法
持参または郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵送とし、提出期限必着とする。
- (4) 提出書類
資料は全て白川町公式ホームページからダウンロードすること。

提出書類	様式等	部数
参加意思表示書	様式1	原本1部
業務実績	様式2	原本1部

- (5) 参加意思表示書等の記載に関する留意事項
 - ① 記載した業務実績については、受注したことが確認できる文書の写し(契約書等)を提出すること。
 - ② 過去5年以内に受注した「3. 参加資格要件」(2)に記載する実績について記載すること。
 - ③ 実務実績は、6件まで記載を可とし、4件以上記載する場合は様式2を2枚

使用すること。

- ④ 必要な場合は、委任状（様式3）を提出すること。

(6) 失格事項

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザル参加資格を喪失するものとする。

- ア 前記「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- イ 参加意思表明書等に虚偽の記載をした場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 評価委員会の委員に直接又は間接的に連絡を求めた場合
- オ その他本要領に違反するなど評価委員が不適切を認めた場合

7. 企画提案書の提出

参加者は次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年6月17日（金） 17時必着
(持参による場合の受付時間は、土・日曜及び祝日をのぞく午前9時から午後5時までとする)
- (2) 提出方法 提出期限までに持参又は書留郵便にて必着のこと
- (3) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数、他
① 企画提案提出書	様式4	原本1部、写し10部
② 会社概要	様式5	10部
③ 業務実施体制	様式6	10部 表の要件を満たして入れば、任意様式で可。
④ 事業実施工程	任意様式	10部
⑤ 企画提案書	任意様式	※企画提案書は参加者名記載1部と参加者名記載なし10部とする
⑥ 業務参考見積書	任意様式	1部

(4) 提出書記載留意事項

- ア 業務実施体制
 - ・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。
- イ 業務実施工程（様式任意A3版とする。）
 - ・本業務遂行にあたり、想定されるスケジュールについて記載すること。
- ウ 企画提案書（様式任意A3版とする。）
 - ・表紙及び目次を除き20ページ以下とする。
 - ・提案内容は仕様書を踏まえ、町の課題把握方法、ネットワーク設計の考え

方、可用性や将来の拡張性等について文書、表及び図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。また、専門用語について注釈をつけ、専門知識を有しない者でも理解できるよう工夫すること。

エ 業務参考見積書

- ・見積金額については、仕様書及び提案書に記載されたすべての用務の見積金額（内訳）を記載すること。
- ・様式は任意とし、枚数も自由とする。
- ・本要領2（5）に記載する契約上限額を超えてはならない。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後に参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案の実現能力、取組姿勢及び提案内容を評価する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 開催日 令和4年6月24日（金） 詳細な時間は別途通知します。
- (2) 場所 別途通知します。
- (3) 時間構成 発表時間：30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）
- (4) 留意事項
 - ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - イ プレゼンテーションには、管理技術者の出席を必須とし、出席者は5人以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ウ 説明は、出席者の中から選任し行うものとする。
 - エ プレゼンテーション資料は企画提案書のみとし、追加及び修正は認めない。ただし、パワーポイント等の画像により説明する際は、その内容が企画提案書の内容と同じであり、審査員が理解しやすいものであれば使用を認める。
 - オ プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは本町が用意するが、パソコン及びその他の機器等必要なものについては各自で準備すること。

9. 評価委員会

「白川町新庁舎ネットワーク基本設計業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる評価を行い、委託契約を締結する業者を選定する。なお、本プロポーザルにおける参加者（参加申込者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、選定の可否を決定する。

10. 企画提案審査・通知

- (1) 審査は提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合

的に判断し、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。

(2) 審査結果通知はすべての参加者に対して、文書で通知する。

(3) 企画提案における評価項目、評価基準、配点割合は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点割合
会社の業務実績	業務実績	10%
業務推進体制	実施体制、配置技術者の実績、能力の評価	10%
業務実施工程	スケジュールの整合性及び実現性	15%
提案内容	提案の適格性及び可用性、将来の拡張性、実現性	50%
参考見積書	参考見積金額の経済性	15%

1 1. 契約の締結

本実施要領10により選定された受注候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調の場合又は契約締結時まで失格事項に該当した場合は、次席者と契約交渉を行うものとする。

1 2. その他

- (1) 本プロポーザルの実施における企画提案書等の作成並びにプレゼンテーション等に係る一切の経費は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、特定者選定以外の目的には、参加者に断りなく使用しない。
- (6) プロポーザル選定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 参加意思表明書提出以降に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限である令和4年6月17日（金）までに辞退届（様式9）を提出すること。